

国立大学法人 京都大学化学研究所 と 学校法人 加計学園 岡山理科大学
との学術交流に関する協定書

国立大学法人 京都大学化学研究所（以下「甲」という。）及び学校法人 加計学園 岡山理科大学（以下「乙」という。）は、化学分野を中心とする学術交流において広く相互協力することにより研究の推進に寄与することを目的として、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が研究の分野における相互協力を円滑かつ効果的に実施するにあたり、必要な基本的事項を定めるものである。

（協力の確保）

第2条 甲及び乙は、両組織間における研究の分野にかかる相互協力の重要性を認識し、相互に密接な協力を確保するものとする。

（協力の方法）

第3条 甲及び乙は、次に掲げる相互協力を実施するものとする。

- (1) 研究者の交流
- (2) 研究装置・設備の相互利用
- (3) 研究に関する学術情報の交換
- (4) その他研究に寄与する活動

（協力の実施）

第4条 前条各号に掲げる相互協力を実施する際において、費用負担については、事前に甲乙が協議するものとする。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結日から平成22年3月31日までとする。
ただし、期間満了の3ヶ月前までにいずれの当事者からも別段の意思表示がない場合は、同一の条件で1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を所持するものとする。

平成21年8月5日

甲 京都府宇治市五ヶ庄
国立大学法人 京都大学化学研究所

所長

時任宣博



乙 岡山県岡山市北区理大町1-1
学校法人 加計学園 岡山理科大学

学長

波田善太

